

総務常任委員会

開催日	令和5年12月12日
時間	午前9時30分～午前10時24分
場所	委員会室
出席議員	富田 雄二、加藤 光則、成田 義之、浅井 泰三 伊藤 嘉起、林 真子、大塚 祥之
欠席議員	なし
出席理事者	永田市長 葛谷副市長 河口企画部長 岩田総務部長 丹羽危機管理部長 三輪会計管理者 榎本総務部次長兼総務課長 飯田総務部次長兼財産管理課長 辻総務部次長兼収納課長 岡田人事秘書課長 林企画政策課長 沢田企業誘致課長 服部財政課長 渡辺税務課長 舟橋危機管理課長 神野企画政策課課長補佐 杉原企画政策課課長補佐 山下財産管理課課長補佐 炭竈危機管理課課長補佐 清水人事秘書課係長 小出財産管理課係長 吉田監査委員事務局長 木全監査課長
関係職員	後藤議会事務局長 鹿島議会事務局次長兼議事調査課長 炭竈議事調査課係長
議案又は協議事項	1. 総務常任委員会付託案件
備考	傍聴者 なし

(時に午前 9時30分 開会)

総務常任委員会委員長 (富田 雄二君)

それでは、定刻となりましたので、ただいまから総務常任委員会を開会します。

去る7日の本会議において、総務常任委員会に付託となりました議案について審査します。

当委員会に付託された所管は、企画部、総務部、危機管理部、会計課、監査委員及び他の常任委員会の所管に属さない事項としての議事調査課です。

それでは、ただいまから審査に入るわけですが、質疑者、あるいは答弁者は必ず挙手をしていただき、指名の後、名前を名乗ってから、質疑あるいは答弁に入っていただくようお願いいたします。

各委員の質疑におかれましては、簡明で議題の範囲を超えない発言となるように心がけてください。

なお、発言が明白な錯誤、趣旨不明瞭、不適切と判断した場合は委員長において議事整理を行う場合もありますので、御承知おきください。

また、御自身や他の委員の質疑が終了した後、関連質問を行う場合は、その旨を宣言し、内容が逸脱しないように心がけてください。

それでは、はじめに議案第50号 清須市西枇杷島会館設置条例等の一部を改正する条例案のうち、総務常任委員会所管分について説明をお願いいたします。

舟橋危機管理課長。

危機管理課長 (舟橋 監司君)

危機管理課長の舟橋です。

それでは、タブレットを2画面表示にいただきまして、市長提出議案等の7ページと説明資料の4ページをお願いいたします。

まず、議案等の7ページでございます。

議案第50号

清須市西枇杷島会館設置条例等の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和5年12月1日提出

清須市長 永田純夫

提案理由

この案を提出するのは清須市公共施設使用料の設定に関する基本方針等に基づき、公共施設の使用料等を改定するため必要があるからです。

議案等の8ページをお願いします。

清須市西枇杷島会館設置条例等の一部を改正する条例案

清須市西枇杷島会館設置条例等の一部を改正する条例

今回の改正は、清須市公共施設使用料の設定に関する基本方針に基づく定期的な見直しである5年を目安とした改正です。各施設ともに現行使用料の0.8倍から1.2倍までを改定範囲とする激変緩和措置を講じております。

それでは、総務常任委員会所管分について御説明いたします。

まず、清須市公共施設使用料の改定に関する基本方針に基づく施設の使用料の改定です。

議案等の13ページをお願いします。

第14条は、清須市新川ふれあい防災センターの設置及び管理に関する条例の一部改正です。

次に、説明資料のほうに参りまして4ページをお願いします。

ページの一番下に使用料の改定として、危機管理部所管である新川ふれあい防災センターの施設区分ごとの現行使用料、新使用料、増減額を表にして記載しています。なお、新使用料は、先ほど御説明いたしました激変緩和措置を講じて算出されています。

次に、議案等に戻りまして、14ページをお願いいたします。

中ほどにございます附則です。

第1項この条例は令和6年4月1日から施行します。ただし、第2項の規定は経過措置の規定で公布の日から施行します。

第2項は令和6年3月末までに、令和6年4月1日以降の利用等の許可を受けた場合、その使用料等については改正後の新使用料等で徴収する旨を規定したものでございます。

議案第50号の説明は以上となります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

それでは、質疑に入ります。

質疑のある方の挙手を求めます。

加藤副委員長。

加藤 光則副委員長

加藤です。

今回の使用料の見直しについてお聞きしたいと思います。今、御説明があったわけですが、5年を目安とする改定を実施することとするということで、その上で適正な算出基準を作成して検討されてきたと思いますけれども、今回、資料を見ると、税金で補填する割合、これを67から65にして、受益者の負担を33から35にしていくという説明の図がありますが、この割合についてはどういうふうを考えられているのかお聞きします。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

飯田総務部次長兼財産管理課長。

総務部次長兼財産管理課長（飯田 英晴君）

財産管理課長の飯田です。

割合につきましては、まず必要経費を算出しまして、それに基づき施設の面積等を算出し、出したものでございます。その結果、検証した結果、35%が受益者の負担、65%が税金の補填という結果になったものでございまして、あくまで経費を基に算出した結果でございます。

以上でございます。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

加藤副委員長。

加藤 光則副委員長

激変緩和ということで0.8から1.2までの範囲内でやっていくということ等いろいろあるわけですが、その上で別に税金の補填の割合を67でもよかったわけですが、今回、受益者の負担を上げたわけですので、その辺の考え方についてお聞きしたんですけれども、再度お聞きしますけれども。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

飯田課長。

総務部次長兼財産管理課長（飯田 英晴君）

あくまで今回の施設の大部分が激変緩和の範囲を超えている算出結果となっておりますので、あまりにも急な料金の上昇というのは、市民にとっての負担ということで激変緩和というのが1.2倍という上限を設けておりますので、あくまでそのルールにのっとり1.2倍を上限とした金額の設定を行ったものでございます。

以上です。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

加藤副委員長。

加藤 光則副委員長

何を聞きたいかという、激変緩和で市民の負担を少しでも抑えていこうという努力は分かるわけですが、これ一応、枠組み決まっておればいいんですけれども、どんどん負担割合を、これ半分半分まで持っていくつもりなのかどうなのかということをお聞きしたかったんですけど、どういう考えでこれ進められておるのかということ。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

飯田課長。

総務部次長兼財産管理課長（飯田 英晴君）

あくまで原則論でいけば受益者が負担すべきものということで、全ての経費を負担していただくのが受益者負担の原理ではございますが、共用部分とかそういうを含めると、全額を負担してもらおうというのは、あくまで好ましくないのかなとは思っております。したがって、数字的にはどうなのかなというのはございますので、ほかの自治体等の状況も鑑みまして、最終形というのは決めていきたいとは考えております。

以上でございます。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

加藤副委員長。

加藤 光則副委員長

基本的には基本方針というのがあって、そういう中で議論されて、公平性の確保というところでその都度議論されていくと思うわけですが、5年に1回ということでもありますので、きちっとしたスタンスを持っていかないと、これいろいろ、やっぱり市民のほうも負担がどんどん増えていくと、本来の役割を公共施設というのは果たせなくなるわけですので、しっかりその辺は議論していただいております。

その上でお聞きしたいわけですが、物価高騰は市民生活に大変今、大きく影響しているわけですが、今回改定する使用料のうち、市民活動がどういう活動により多くの方が利用する、市民活動にとって必要な、例えば町内会とかいろいろありますよね、そういうときに利用する会議室等のこの施設利用については、何かこう配慮されたようなことというのはあるのかどうかということをお聞きしたいと思います。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

岩田総務部長。

総務部長（岩田 喜一君）

総務部長、岩田です。

町内会等に対しまして使用料が上がって、その部分、何か配慮してるんかということでございますが、町内会等に対して補助を上乗せするとか、そういうことは今回はする予定はありません。

以上です。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

加藤副委員長。

加藤 光則副委員長

例えばの話で、町内会は関係ないです、市民活動にとって多く利用されるような、次の質問に行きますが、この表を見ると、今回、ふれあい防災センターがなっておりますが、例えば、他のところと比較すると、三角のところもあるわけですね、いろいろ当局として配慮された。そういう施設についてはどういう考えに基づいてやられたのかということをお聞かせいただきたいと、努力されたこととかがあるわけですか。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

飯田課長。

総務部次長兼財産管理課長（飯田 英晴君）

あくまで三角というのは配慮した形ではなくって、あくまで経費を算出しまして、もうとにかくまずはそういった経費から面積割合を求めて出した結果でございます、その結果、三角というのは、あくまで今現状の金額よりも計算した結果、低い数字になりましたので、それに伴って値引きをするという結果になったものでございまして、ここはこの値引きをせなあかんとかって、そういった配慮じゃなくて、あくまで0.8から1.2という基準の中で、計算に基づいた金額を今回お示ししたものでございます。

以上でございます。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

加藤副委員長。

加藤 光則副委員長

はい、分かりました。あくまで計算式で、そういういろいろ努力されてやったところじゃないということなんですけれども、1つはいろいろ社会的な要請を特別に考慮する必要がある場合に

は、例えば他の類似施設との関係で使用料等を均衡、配慮した上で、いろいろ調整していく、こういうことも必要な部分も出てくるかと思うわけですので、しっかりその辺も考慮に入れながらやられたのかなと思ったわけですが、今のお話を聞くと、計算上でびしっと出ただけだということでありましたので、そういうふうに理解しときます。

それで、使用料というのは原価掛ける受益者負担割合で、一応先ほど言われた理論上の適正価格、こういったものを出しているわけですけれども、今回の改定において、増えた分ですね、これを見ると、令和4年度と5年度以降の新使用料の年額を推計比較して、増える年額をということで説明資料のところに書かれておったと思うわけですけれども、それで新川ふれあい防災センターで見ると、推計増額分が29万9千円でしたかということではありますが、この施設の目的において、この施設の特性性も考えた上で、こういう今後増える推計増額分というのは出されたということで理解しとけばいいですか。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

飯田課長。

総務部次長兼財産管理課長（飯田 英晴君）

そうですね。あくまで1つちょっと平均値を取るという方法が計算式の中でございまして、施設の中でも文化施設、スポーツ施設という、そういった区分を平均化するということを行っておりますので、その平均値は採用して行っているというのが現状でございます。

以上でございます。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

加藤副委員長。

加藤 光則副委員長

そうすると、この受益者の負担割合で区分のところで、私的なものか公益的なものか、いろいろ分かれてくると思うわけですが、受益者負担。例えば、文化的なところとか、トレーニングなどところでは私的なこと公益なこと、いろいろ分かれてくる。いろいろ自治体のを見ると、その区分が段階的に例えば5段階になつとるとか、9つに分類して5段階に分けとるとか、そういう分類ちゅうのは、本市の資料で見るとグラフみたいなのがあって、こう分けられとるわけですけれども、そういった考え方についてはどういうふうに分けられとるんですか。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

岩田部長。

総務部長（岩田 喜一君）

総務部長、岩田です。

今、加藤副委員長言われた類似施設を参考にというところは、実際、愛知県がそのような使用料の設定をしております、清須市の場合はいくまでも個々の施設の管理費がどれぐらいかかって、部屋の稼働率がどれぐらいかというところで使用料のほうを算定してますので、類似施設と比較してということではなく、同じ類似施設は同じような使用料ということではなくて、あくまでも個々の施設で算出しているということで設定をしております。

以上です。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

加藤副委員長。

加藤 光則副委員長

という、大まかに分けて、当局が出されておる受益者負担割合が100%と50%というようところで、会議室は50%だよとか、いろいろこの4分類で全体の中できちっと計算に基づいてやっとならという、細かく施設ごとにやっとならという、今言われたんです、そういう理解でよろしいのでしょうか。利用率も含めて。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

岩田部長。

総務部長（岩田 喜一君）

利用率というか稼働率も含めて算出しとらということで、御理解いただければよろしいかと思えます。

以上です。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

加藤副委員長、よろしいですか。

ほかにございませんか。

（ 「なし」 の声あり ）

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

それでは、これで質疑を終了し、議案第50号 清須市西枇杷島会館設置条例等の一部を改正する条例案のうち、総務常任委員会所管分について採決を行います。

原案に賛成の方の挙手をお願いいたします。

< 挙 手 全 員 >

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

ありがとうございます。

全員賛成でございます。

よって、議案第50号 清須市西枇杷島会館設置条例等の一部を改正する条例案のうち、総務常任委員会所管分については原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第52号 清須市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案について説明をお願いします。

岡田人事秘書課長。

人事秘書課長（岡田 善紀君）

人事秘書課長、岡田です。

議案第52号について御説明をいたします。

タブレットを2画面にさせていただきまして、令和5年12月清須市議会定例会市長提出議案等の19ページ、説明資料は16ページをお願いします。

議案第52号

清須市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

令和5年12月1日提出

清須市長 永田純夫

提案理由

この案を提出するのは、人事院の国会及び内閣に対する令和5年8月7日付の給与改定に関する勧告に鑑み、市議会議員に対して支給する期末手当の支給割合を引き上げるため必要があるからです。

20ページをお願いします。

清須市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案
清須市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
主な内容を御説明します。

第1条は、令和5年12月期における期末手当の支給割合を0.1月引き上げ100分の165を100分の175に改め、第2条で、令和6年度以降における6月期及び12月期の期末手

当に係る支給割合を調整する改定です。

附則につきましては、第1条は公布の日から施行し、令和5年12月1日からの適用となり、第2条は、令和6年4月1日から施行するものです。

議案第52号の説明は以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

それでは、質疑に入ります。

質疑のある方の挙手を求めます。よろしいですか。

（ 「なし」 の声あり ）

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

それでは、質疑を終了し、議案第52号 清須市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案について採決を行います。

原案に賛成の方の挙手をお願いします。

< 挙 手 全 員 >

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

全員賛成でございます。

よって、議案第52号 清須市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第53号 清須市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案について説明をお願いします。

岡田人事秘書課長。

人事秘書課長（岡田 善紀君）

人事秘書課長、岡田です。

議案第53号について御説明いたします。

市長提出議案等の21ページ、説明資料は17ページをお願いします。

議案第53号

清須市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和5年12月1日提出

清須市長 永田純夫

提案理由

この案を提出するのは、人事院の国会及び内閣に対する令和5年8月7日付の給与改定に関する勧告に鑑み、特別職の職員で常勤のものに対して支給する期末手当の支給割合を引き上げるため必要があるからです。

22ページをお願いします。

清須市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案

清須市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

主な内容を御説明します。

さきに御説明させていただきました議案第52号と同様の内容となります。第1条は、令和5年12月期における期末手当の支給割合を0.1月引き上げ100分の165を100分の175に改め、第2条で、令和6年度以降における6月期、12月期の期末手当に係る支給割合を調整する改定です。

附則につきましては、第1条は公布の日から施行し、令和5年12月1日からの適用となり、第2条は、令和6年4月1日から施行するものです。

議案第53号の説明は以上です。よろしくをお願いします。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

それでは、質疑に入ります。

質疑のある方の挙手を求めます。よろしいですか。

（ 「なし」 の声あり ）

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

これで質疑を終了し、議案第53号 清須市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案について採決を行います。

原案に賛成の方の挙手をお願いします。

< 挙 手 全 員 >

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

全員賛成でございます。

よって、議案第53号 清須市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第54号 清須市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について説明を

お願いします。

岡田人事秘書課長。

人事秘書課長（岡田 善紀君）

人事秘書課長、岡田です。

議案第54号について御説明をいたします。

市長提出議案等の23ページ、説明資料は18ページをお願いします。

議案第54号

清須市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和5年12月1日提出

清須市長 永田純夫

提案理由

この案を提出するのは、人事院の国会及び内閣に対する令和5年8月7日付の給与改定に関する勧告に鑑み、職員に対して支給する給料月額等を引き上げるため必要があるからです。

24ページをお願いします。

清須市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

清須市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

主な内容を御説明します。

第1条は、令和5年12月期における一般職の常勤職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.05月引き上げ、定年前再任用短時間勤務職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給割合を、それぞれ0.025月引き上げるとともに、行政職給料表を24ページの中段から34ページまでの表のとおり改定するものです。

34ページの第2条は、令和6年度以降における6月期、12月期の期末手当及び勤勉手当に係る支給割合を平準化するための改定です。

附則につきましては、第1条は公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用となり、第2条は令和6年4月1日から施行するものです。

議案第54号の説明は以上です。よろしくお願いをいたします。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

それでは、質疑に入ります。

質疑のある方の挙手を求めます。

加藤副委員長。

加藤 光則副委員長

今回の引上げ、改正は、人事院勧告に基づいて給料月額の引上げが行われると聞きますが、今回、特にその中で初任給と若年層に重点を置いたもので、もう一方ではそこから改定率の低減させる形で、全ての職員の改定が行われたと聞くわけですが、その辺で今年度の人事院勧告は官民格差0.96で3千869円引上げと、愛知県の人勤は1.05で3千988円ですか、引上げと何か報道があったわけですがけれども、その辺、本市の場合どう見ればいいのか、今説明あったわけですが、若年層、それから全体ではどっかいうたら全体で改定率低減させるような方向に進んでおるといようなことも言われておるんですが、どう見たらいいのか再度お聞きします。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

岡田課長。

人事秘書課長（岡田 善紀君）

人事秘書課長、岡田です。

今回の本市における行政職給料表の平均改定率は1.5%でございます、例年とそれほど大きく変わるものではございません。その原因としましては、国のほうとも異なるところにつきましては、保育士が特に若年層が多いというのもございます。

以上でございます。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

加藤副委員長。

加藤 光則副委員長

その上でお聞きします。若年層を重点にということですが、本市の初任給で一般行政職、技能の職と福祉職、特に保育士ですね、その辺ではどういうふうになるんですか、そうすると、初任給でいくとどういうふうに変わっていくわけですか。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

岡田課長。

人事秘書課長（岡田 善紀君）

人事秘書課長、岡田です。

おおむね1万2千円程度、初任給としては上がるということになります。

以上です。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

加藤副委員長。

加藤 光則副委員長

愛知県の人勤では1.05でということ、本市は1.5ということ、先ほど言われたんですけども、ラスパイレス指数を見ると、本市と類似団体等全国の市を見ると、令和4年度で見ると、まだ本市、低かったと思うんですけども、この辺は今回の改正も行って、どういうふうに当局としては捉えられているのかお聞きします。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

岡田課長。

人事秘書課長（岡田 善紀君）

人事秘書課長、岡田です。

今回の改定によるラスパイレスの数値というのがまだ調査前ですので出ておりませんが、特段、例年、おっしゃるとおり同様に97.4辺りを前後しているところでございます。この数字につきましては、ほかの類似団体と比較しましても低いほうではありますが、今年度の給料表の改定によって、また上がる可能性は高いと思っております。

以上でございます。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

加藤副委員長。

加藤 光則副委員長

国が景気回復のために直接打てる有効な手だての1つは、最賃の引上げと公務員の賃金の引上げ、こう言われているわけでありまして。そうした中で、一般質問でも述べさせていただいたんですけども、公務への応募者の減少、特に保育分野ですね、今、課長さんも言われたわけですが、そういう中で早期退職や深刻な集まらないとか、いろいろ状況が本市だけじゃなくて全国的にあるんですよね。やっぱり脆弱な人員体制とか長時間の過酷な労働とか、見合わない賃金とか、いろいろな原因が全国で言われているわけですが、やはり生活できる賃金で安心して働き続けられる、そうした上に立って住民や地域の貢献が実感できる公務の魅力というのが発揮できると思うわけですので、しっかり自治体としてもそういう条件整備を行っていただく、こういう面で賃金というのは大事なところですので、しっかりラスパイレスも見ていただいて、給与をしっかりと出

していただきたいということをお願いして、私の質問を終わります。

以上です。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

ほかにございませんか。

（ 「なし」 の声あり ）

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

それでは、これで質疑を終了し、議案第54号 清須市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について採決を行います。

原案に賛成の方の挙手をお願いします。

< 挙 手 全 員 >

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

全員賛成でございます。

よって、議案第54号 清須市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第55号 清須市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について説明をお願いします。

岡田人事秘書課長。

人事秘書課長（岡田 善紀君）

人事秘書課長、岡田です。

議案第55号について御説明します。

市長提出議案等の35ページ、説明資料は19ページをお願いします。

議案第55号

清須市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和5年12月1日提出

清須市長 永田純夫

提案理由

この案を提出するのは、人事院の国会及び内閣に対する令和5年8月7日付の給与改定に関する勧告に鑑み、会計年度任用職員に対して支給する給料月額等を引き上げるため必要があるから

です。

36ページをお願いします。

清須市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

清須市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

主な内容を御説明します。

第1条は、令和5年12月期における会計年度任用職員に係る期末手当の支給割合を0.05月引き上げるとともに、36ページの中段から38ページまでの給料表を改定するものです。

38ページの第2条は、令和6年度以降における6月期、12月期の期末手当に係る支給割合を平準化する改定です。

附則につきましては、第1条は公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用となり、第2条は令和6年4月1日から施行するものです。

議案第55号の説明は以上です。よろしくお願いをいたします。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

それでは、質疑に入ります。

質疑のある方の挙手を求めます。

加藤副委員長。

加藤 光則副委員長

質問させていただきたいと思います。一般会計の補正予算書の説明書の31ページを見ながらちょっと質問したいと思いますが、会計年度任用職員、対象の人数ですね、これ職員数の括弧の数なのかどうなのか、31ページの資料を見ると、対象者の人数と実態をお聞きしたいと思います。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

岡田課長。

人事秘書課長（岡田 善紀君）

人事秘書課長、岡田です。

31ページの大きな2番、一般職、（1）総括の中の表でございますが、括弧書きのことでございますね。再任用短時間勤務職員とパートタイムの会計年度任用職員の合計数でございます。

以上です。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

加藤副委員長。

加藤 光則副委員長

補正前と補正後で、これ大きく変わっておるのは何ででしょうか。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

岡田課長。

人事秘書課長（岡田 善紀君）

人事秘書課長、岡田です。

主立って会計年度任用職員の増員になっております。保育園が10人、保健師1人。保育園につきましては育児休業欠員対応等でございます。保健師の1人は病休職員の対応でございます。それから、産業課関係で商工振興の3人、こちらプレミアム商品券の発行事務でございます。観光振興で1人、ふるさとのやかたの増員でございます。それから、教育委員会関係で16人、幼稚園で4人の対応をしております。

以上でございます。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

加藤副委員長。

加藤 光則副委員長

職員数から見ても、会計年度職員の非正規の方、非常に多いわけでありまして。国の非常勤職員の給与の取扱い、これ改正されて常勤職員の給料改定がされた場合は改定の内容や自治体の実情等を踏まえて、会計年度職員の給与についても適切な対応が求められることになった中での今回の改正だと思っておりますけれども、改めて今言われたもので、本市は一生懸命やられたなということ踏まえて、改めて聞きますが、4月に遡ってやられるということによろしいですね。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

岡田課長。

人事秘書課長（岡田 善紀君）

そのとおりでございます。

以上です。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

加藤副委員長。

加藤 光則副委員長

会計年度職員の給与水準ちゅうのは、類似職務の常勤職員の号給の月額を基礎として職務の内容や責任、知識、技術、経験、その他いろいろ給与水準等ですね、状況を踏まえて適切に決定するという、いろいろ総務省の通知を見ると書かれているわけですけども、改めてお聞きするわけですが、本市でいうとフルタイムで会計年度職員の1年目の年収というのは、大体幾らぐらいなんですか。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

岡田課長。

人事秘書課長（岡田 善紀君）

人事秘書課長、岡田です。

フルタイムの会計年度任用職員は配置しておりませんで、パートタイムでいいますと、おおむね300万円程度かと思っております。

以上です。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

加藤副委員長。

加藤 光則副委員長

はい、分かりました。一生懸命いろいろ職務に就いて頑張ってみえる方が多いわけでありまして、本市の場合はフルタイムは採用しておらんということで、今御答弁いただいたわけでありまして。会計年度任用職員、保育もそうですが、女性が圧倒的に多いわけでありまして。賃金が、やはり正規の場合と比べて何分の1、多く言われているのは3分の1程度だということも言われておるわけでありまして。今、まさにこれ女性が多いということもあって、ジェンダーの不平等だとか、正規との賃金格差、これが助長されているんだという声があるわけでありまして。

先ほども言いましたけれども、公務員の職場から真つ当な雇用をつくらなければ、やはり住民サービスの低下を招いて、最終的に困るのは市民でありますので、同一労働同一賃金、ジェンダー平等、そういう社会を実現していくためにも、会計年度任用職員の賃金、処遇改善、一層図っていただきますよう、それはもちろん職員の皆さんがきちっと、それに基づいた会計年度職員の給与体系になっていくわけですので、それもきちっと人事のほうで頑張るその改善が図られるように、国の動向もあるかと思っておりますけれども、ラスパイレス指数等も見えていただきながら、いろんな面で任用職員の処遇改善、よろしくお願ひしたいということ意見を述べて、私の質問を終わります。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

ほか、ございませんか。

（ 「なし」 の声あり ）

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

ないようですので、これで質疑を終了し、議案第55号 清須市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について採決を行います。

原案に賛成の方の挙手をお願いします。

< 挙 手 全 員 >

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

全員賛成でございます。

よって、議案第55号 清須市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第56号 清須市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例案について説明をお願いします。

岡田人事秘書課長。

人事秘書課長（岡田 善紀君）

人事秘書課長、岡田です。

議案第56号について御説明をいたします。

市長提出議案等の39ページ、説明資料は20ページをお願いします。

議案第56号

清須市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和5年12月1日提出

清須市長 永田純夫

提案理由

この案を提出するのは、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、手当の名称変更等を行う必要があるからです。

40ページをお願いします。

清須市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例案

清須市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例

清須市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を次のように改正する。

主な内容を御説明します。

新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴う引用条項の整理等を行うもので、第1条中第44条を第26条の8に、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を特定新型インフルエンザ等対策派遣手当にそれぞれ改めるものです。

附則につきましては、公布の日から施行するものです。

議案第56号の説明は以上です。よろしくお願いをいたします。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

それでは、質疑に入ります。

質疑のある方の挙手を求めます。

加藤副委員長。

加藤 光則副委員長

今回、文言が変わるわけですがけれども、1つはインフルエンザ等の緊急事態というところの文言が対策が変わるわけですがけれども、その辺で中身としては職員の派遣の部分が少し変更になるかと思うわけですがけれども、その中身についてはどういうふうになったのかお聞きします。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

岡田課長。

人事秘書課長（岡田 善紀君）

まず、そもそもこの災害派遣手当というものは、暴風、洪水、地震等の災害応急対策のために国や県、ほかの市町村等から災害支援として本市に派遣された職員に対して支給する手当でございます。この中にインフルエンザなどの対応についても含まれてくるということでございます。

以上です。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

加藤副委員長。

加藤 光則副委員長

本市に派遣される職員のことが変わるというところで、国の文言を見ると、感染予防の患者に対する医療に関する法律の規定が云々で、その職員が派遣できるように変わったというような中身が何か書かれておったわけですがけれども、何かその辺でどのように変わったのかなということ

でお聞きしたわけですがけれども。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

岡田課長。

人事秘書課長（岡田 善紀君）

人事秘書課長、岡田です。

新型インフルエンザ等対策本部から国の行政機関の長ですとか、都道府県知事などに対する指示権について、緊急事態宣言時及び蔓延防止等の重点措置時に限定されておりましたけども、今後につきましては、新型インフルエンザ等対策本部が設置されたときから行うことができるように、活動の可能時期を前倒しされたものでございます。

以上です。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

加藤副委員長。

加藤 光則副委員長

はい、分かりました。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

ほかにございませんか。

（ 「なし」 の声あり ）

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

ないようですので、これで質疑を終了し、議案第56号 清須市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例案について採決を行います。

原案に賛成の方の挙手をお願いします。

< 挙 手 全 員 >

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

全員賛成でございます。

よって、議案第56号 清須市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第64号 令和5年度清須市一般会計補正予算のうち、総務常任委員会所管分について説明をお願いします。

岡田人事秘書課長。

人事秘書課長（岡田 善紀君）

人事秘書課長、岡田です。

議案第64号 令和5年度清須市一般会計補正予算案について、総務常任委員会所管に係る歳入歳出について一括して説明をさせていただきます。

タブレット1画面にさせていただきます、令和5年度一般会計・特別会計補正予算書及び説明書の10ページ、11ページをお願いします。

はじめに歳入を御説明します。

下から2段目の段、18款寄附金、1項寄附金、2目ふるさと寄附金、補正額1億3千万円の増額、1節ふるさと寄附金です。

歳入につきましては以上です。

続きまして歳出を御説明します。

14ページ、15ページをお願いします。

1款議会費、1項議会費、1目議会費、補正額100万4千円の増額、2節給料から4節共済費までです。

続きまして、その下の段、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額406万円の増額、1節報酬から12節委託料までです。

説明欄を御覧いただきまして、人事管理費の増額は、育児休業取得等職員の代替に伴う人材派遣委託料の増額です。

続きまして、4目会計管理費、補正額17万7千円の増額、1節報酬から4節共済費までです。

5目財産管理費、補正額5千334万2千円の増額、1節報酬から24節積立金までです。

説明欄を御覧いただきまして、基金管理費の増額は財政調整基金費の増額5千650万4千円で、本補正における収入超過分の調整です。補正後の現在高は22億9千584万5千円です。

6目企画費、補正額5千929万7千円の増額、7節報償費から12節委託料までです。

説明欄を御覧いただきまして、企画費の増額は元気な清須ふるさと応援費のふるさと寄附金の増収見込みに伴う経費の増額です。

7目電算管理費、補正額436万4千円の増額、12節委託料です。

説明欄を御覧いただきまして、電算管理費の増額は障害福祉サービス等の報酬改定に伴う障害者システムの改修に必要な経費の増額です。

10目交通防犯対策費、補正額38万円の増額、1節報酬です。

一番下の段、2項徴税費、1目税務総務費、補正額722万8千円の減額、1節報酬から、16ページ、17ページをお願いします、一番上の段、8節旅費までです。

上から3番目の段、6項監査委員費、1目監査委員費、補正額72万9千円の増額、2節給料から4節共済費までです。

次に、24ページ、25ページをお願いいたします。

9款消防費、1項消防費、2目非常備消防費、補正額684万5千円の増額、2節給料から4節共済費までです。

4目防災対策費、補正額10万3千円の増額、2節給料から4節共済費までです。

総務常任委員会所管の歳入歳出の説明は以上となります。御審議のほどよろしく願いをいたします。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

ありがとうございます。

それでは、質疑に入ります。

質疑のある方の挙手を求めます。

加藤副委員長。

加藤 光則副委員長

14、15の歳出のところでお聞きします。

歳入とも関わりがあるわけですが、元気なふるさと応援費であります。必要経費等がかかったということではありますが、1つは報償費が大きな額になっております。新たな自主財源の確保とか増加が見込まれる、さらには地場産業の育成とか、いろいろこのふるさと元気応援の目的があるわけですが、1つは寄附の実績ですね、件数と額、それがどういうふうになっているのかということをお聞きしたいと思います。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

林企画政策課長。

企画政策課長（林 智雄君）

企画政策課、林です。

今年度11月末時点の実績ですが、寄附金額が約1億1千万円。寄附件数が約6千300件となっております。

以上です。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

加藤副委員長。

加藤 光則副委員長

これどう見るかではありますが、当初の目的からしてどういうふうに判断、評価されておるのかということをお聞きします。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

林課長。

企画政策課長（林 智雄君）

前年同時期との対比で、寄附件数は約3倍、寄附金額は約3.5倍の実績となっております。

以上です。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

加藤副委員長。

加藤 光則副委員長

大きく伸びたということで、3倍と3.5倍ということですので、この中身で、特にこれで内容を見ると、どの部分が大きく貢献というか、増加が見込まれた部分だということになるのでしょうか。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

林課長。

企画政策課長（林 智雄君）

今回、寄附額が伸びた要因といたしましては、酎ハイ、ビールなどの品目が、令和4年度ですと133品目から、現時点で263品目に増えております。酎ハイのいろいろな味や、その味の組合せのセットなど、品目が増えたことによって、いろいろ返礼品を選んでいただいている状況。あとはコロナの影響もあって、巣ごもり需要から家で過ごされる機会が多くなったということで、こういったお取り寄せに近い返礼品の需要がマッチしたのではないかと考えております。

以上です。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

加藤副委員長。

加藤 光則副委員長

はい、分かりました。ありがとうございました。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

ほかに。加藤副委員長。

加藤 光則副委員長

その下の、気になっておったんですが、電算管理費の、障害者システムということが言われたわけですが、非常に電算管理費、予算からしても次から次へかかっているわけですね。今回、どういったことでこういう形になったのか、お聞きしたいと思います。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

杉原企画政策課課長補佐。

企画政策課課長補佐（杉原 敏弘君）

企画政策課の杉原です。

今回の障害者の改定につきましては、3年に1度計画されています障害者サービスに係る報酬の改定をシステムのほうに取り込むための改修になります。

以上です。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

加藤副委員長。

加藤 光則副委員長

じゃあ、3年に1回の報酬の改定を、これ取り込むためのシステムの改修ということで、当初予算に入ってなかったわけですね。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

杉原補佐。

企画政策課課長補佐（杉原 敏弘君）

杉原です。

当初予算ではまだその時点で実際行われるかどうか確定していませんでしたので、今回、補正で計上させていただいております。

以上です。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

加藤副委員長。

加藤 光則副委員長

はい、分かりました。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

ほかにございませんか。よろしいですか。

（ 「なし」 の声あり ）

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

それでは、これで質疑を終了し、議案第64号 令和5年度清須市一般会計補正予算案のうち、総務常任委員会所管分について採決を行います。

原案に賛成の方の挙手をお願いします。

< 挙 手 全 員 >

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

はい、ありがとうございます。

全員賛成でございます。

よって、議案第64号 令和5年度清須市一般会計補正予算案のうち、総務常任委員会所管分については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務常任委員会に付託されました議案についての審査は終了しました。

なお、従来どおり常任委員会の閉会中の継続審査を議長に申し出ることには御異議ございませんか。

（ 「異議なし」 の声あり ）

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

御異議ございませんので、閉会中の継続審査の申出書を議長に提出します。

また、委員長報告につきましては、正副委員長に一任していただくことに御異議ございませんか。

（ 「異議なし」 の声あり ）

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

ありがとうございます。

御異議はございませんので、そのように決定いたします。

これをもちまして、総務常任委員会を閉会いたします。

早朝よりお疲れさまでございました。

（ 時に午前10時24分 閉会 ）

清須市議会委員会条例第29条第1項の規定により、ここに署名する。

令和5年12月12日

総務常任委員会委員長 富田雄二